

同時発表：中部運輸局

令和5年6月8日

総合政策局運輸審議会審理室

名古屋鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要について

運輸審議会は、標記事案の審議に当たり実施することとしていた公聴会について、令和5年7月13日（木）に愛知県で開催することを決定しました。

運輸審議会は、令和5年5月31日付けで国土交通大臣から諮問がありました標記事案を審議するに当たり、一般公述人の様々な意見をお聴きする観点から、公聴会を開催することを職権で決定した旨を6月1日付けでお知らせしておりますが、このほど、その開催日程等の概要を決定するとともに、公述及び傍聴の申込み受付を開始しました。

資料1

なお、公聴会当日の進行予定及び取材要領は令和5年6月30日（金）に改めてお知らせする予定です。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に基づく審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

公聴会は公開で行います。その他の審議は非公開で行いますが、配付資料及び議事概要は答申後、運輸審議会のホームページにて公表予定です。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田
(直通) 03-5253-8810

[旅客運賃の上限変更の認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 海老澤、石垣
(代表) 03-5253-8111 (内線 40652, 40634)
(直通) 03-5253-8543

名古屋鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案に関する公聴会の開催概要

令和5年5月31日付けで国土交通大臣から諮問された標記事案について、当審議会は、公聴会を下記のとおり開催することとしました。

記

1. 日時・場所

日時：令和5年7月13日（木）午後1時から
場所：名古屋合同庁舎第1号館 11階 運輸大会議室
（愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1）

2. 事案の要旨

事案番号：令5第4005号
事案の種類：鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可
申請者：名古屋鉄道株式会社
事案の内容：資料2参照

3. 開催内容（予定）

- ・申請者からの申請事案の内容の説明
- ・一般公述人による公述
- ・運輸審議会委員からの申請者に対する質問

※当日の進行予定は令和5年6月30日（金）にお知らせする予定です。

4. 一般公述・傍聴

- ・一般公述 10人以内（1人15分以内）
- ・傍聴 WEB形式（Microsoft Teams）

5. 公述の申出

- （1）公述しようとする方は、公述申込書（5.（2）を参照してください。）及び公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）各1部を期限までに以下宛先まで提出してください。

期限：令和5年6月22日（木）正午 必着

宛先：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- (2) 公述申込書は、**別紙様式例**の裏面の注意事項をよくお読みになり、**別紙様式例**に従い、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあつては、その名称及び所在地並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否並びに利害関係人にあつては利害関係を説明する事項を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。
- (3) 公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。
- (4) 議事の整理上、一般公述人の人数は、10人以内とし、また、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和5年6月30日（金）午後2時から運輸審議会公聴会のホームページに掲載し、運輸審議会及び中部運輸局の掲示板に掲示する予定です。
(掲載予定 URL : https://www.mlit.go.jp/page/unyu00_hy_000041.html)
- (5) 公述人に選定された方は、公聴会開始時刻までに会場にお越しください。

6. 傍聴の申込み

- (1) 傍聴を希望される場合は、電子メールにて、申込みをする方の、①氏名（業務として傍聴する場合には所属先名称でも可）②住所（市区町村名まで）を記入のうえ、件名を「名古屋鉄道の運賃改定に関する公聴会の傍聴申込」として、以下のメールアドレスまでお申し込みください。なお、通信状況によって映像・音声の乱れや一時的な停止があることを予めご了承ください。

期限：令和5年6月22日（木）正午 必着

送付先 hqt-since1949-unyushingikai@gxb.mlit.go.jp

- (2) 傍聴人数（アクセス可能端末数）は300以内とし、申込み多数の場合は先着順とします。
- (3) 傍聴用 URL については、傍聴にあたってのご案内とともに、6.(1)の送信元メールアドレスへの返信の形で令和5年6月30日（金）以降にお知らせする予定です。その際、@ki.mlit.go.jpからのメールが受信可能となるような設定をお願いします。なお、公聴会当日の傍聴（アクセス）の際には、お申込みの1つのメールアドレスあたり1端末限りとします。

7. 申請書その他の関係書類の閲覧場所

当該事案の申請書その他の関係書類については、令和5年6月8日（木）から、公述申込書及び公述書等に係る文書（一般公述の申出があった場合に限り）については、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和5年6月26日（月）からそれぞれ運輸審議会公聴会のホームページで公開するとともに、令和5年7月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除き毎日午前10時から午後5時まで）、運輸審議会及び中部運輸局にて閲覧に供します。

8. 公聴会の運営

公聴会の運営は、運輸審議会一般規則によります。

9. 取材申込み方法

公聴会当日の取材要領については令和5年6月30日（金）にお知らせする予定です。

10. 開催の取消

5.（1）記載の期日までに一般公述の申出がなかった場合など、公聴会の開催を取り消す場合があります。その場合には、改めてお知らせします。

11. その他

その他不明な点については、国土交通省総合政策局運輸審議会審理室（03-5253-8810）にお問い合わせください。

○国土交通省告示第 563 号

運輸審議会一般規則（昭和 27 年運輸省令第 8 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和 5 年 6 月 1 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

事案番号	令 5 第 4005 号																																							
事案の種類	鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可																																							
申請事業者	名古屋鉄道株式会社																																							
事案の内容	<p>すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。</p> <p>1 鉄道及び軌道の普通旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>3 キロまで</td><td>180</td></tr> <tr><td>3 キロを超え 4 キロまで</td><td>210</td></tr> <tr><td>4 キロを超え 7 キロまで</td><td>250</td></tr> <tr><td>7 キロを超え 8 キロまで</td><td>270</td></tr> <tr><td>8 キロを超え 12 キロまで</td><td>330</td></tr> <tr><td>12 キロを超え 16 キロまで</td><td>400</td></tr> <tr><td>16 キロを超え 20 キロまで</td><td>460</td></tr> <tr><td>20 キロを超え 24 キロまで</td><td>510</td></tr> <tr><td>24 キロを超え 28 キロまで</td><td>570</td></tr> <tr><td>28 キロを超え 32 キロまで</td><td>630</td></tr> <tr><td>32 キロを超え 36 キロまで</td><td>690</td></tr> <tr><td>36 キロを超え 40 キロまで</td><td>750</td></tr> <tr><td>40 キロを超え 44 キロまで</td><td>830</td></tr> <tr><td>44 キロを超え 48 キロまで</td><td>900</td></tr> <tr><td>48 キロを超え 52 キロまで</td><td>980</td></tr> <tr><td>52 キロを超え 56 キロまで</td><td>1,050</td></tr> <tr><td>56 キロを超え 60 キロまで</td><td>1,120</td></tr> <tr><td>60 キロを超え 64 キロまで</td><td>1,190</td></tr> <tr><td>64 キロを超え 68 キロまで</td><td>1,270</td></tr> </table>		3 キロまで	180	3 キロを超え 4 キロまで	210	4 キロを超え 7 キロまで	250	7 キロを超え 8 キロまで	270	8 キロを超え 12 キロまで	330	12 キロを超え 16 キロまで	400	16 キロを超え 20 キロまで	460	20 キロを超え 24 キロまで	510	24 キロを超え 28 キロまで	570	28 キロを超え 32 キロまで	630	32 キロを超え 36 キロまで	690	36 キロを超え 40 キロまで	750	40 キロを超え 44 キロまで	830	44 キロを超え 48 キロまで	900	48 キロを超え 52 キロまで	980	52 キロを超え 56 キロまで	1,050	56 キロを超え 60 キロまで	1,120	60 キロを超え 64 キロまで	1,190	64 キロを超え 68 キロまで	1,270
3 キロまで	180																																							
3 キロを超え 4 キロまで	210																																							
4 キロを超え 7 キロまで	250																																							
7 キロを超え 8 キロまで	270																																							
8 キロを超え 12 キロまで	330																																							
12 キロを超え 16 キロまで	400																																							
16 キロを超え 20 キロまで	460																																							
20 キロを超え 24 キロまで	510																																							
24 キロを超え 28 キロまで	570																																							
28 キロを超え 32 キロまで	630																																							
32 キロを超え 36 キロまで	690																																							
36 キロを超え 40 キロまで	750																																							
40 キロを超え 44 キロまで	830																																							
44 キロを超え 48 キロまで	900																																							
48 キロを超え 52 キロまで	980																																							
52 キロを超え 56 キロまで	1,050																																							
56 キロを超え 60 キロまで	1,120																																							
60 キロを超え 64 キロまで	1,190																																							
64 キロを超え 68 キロまで	1,270																																							

68 キロを超え 72 キロまで	1,320
72 キロを超え 76 キロまで	1,380
76 キロを超え 80 キロまで	1,430
80 キロを超え 85 キロまで	1,500
85 キロを超え 90 キロまで	1,550
90 キロを超え 95 キロまで	1,610
95 キロを超え 100 キロまで	1,670
100 キロを超え 110 キロまで	1,760
110 キロを超え 120 キロまで	1,860
120 キロを超え 130 キロまで	1,950
130 キロを超え 143 キロまで	2,050

2 鉄道及び軌道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（1か月）

（単位：円）

1 キロまで	5,570
1 キロを超え 2 キロまで	6,270
2 キロを超え 3 キロまで	6,960
3 キロを超え 4 キロまで	7,670
4 キロを超え 5 キロまで	8,360
5 キロを超え 6 キロまで	9,040
6 キロを超え 7 キロまで	9,720
7 キロを超え 8 キロまで	10,410
8 キロを超え 9 キロまで	11,090
9 キロを超え 10 キロまで	11,780
10 キロを超え 11 キロまで	12,470
11 キロを超え 12 キロまで	13,030
12 キロを超え 13 キロまで	13,600
13 キロを超え 14 キロまで	14,170
14 キロを超え 15 キロまで	14,740
15 キロを超え 16 キロまで	15,320
16 キロを超え 17 キロまで	15,880
17 キロを超え 18 キロまで	16,450
18 キロを超え 19 キロまで	17,030

19 キロを超え 20 キロまで	17,350
20 キロを超え 21 キロまで	17,680
21 キロを超え 22 キロまで	18,030
22 キロを超え 23 キロまで	18,350
23 キロを超え 24 キロまで	18,690
24 キロを超え 25 キロまで	19,010
25 キロを超え 26 キロまで	19,360
26 キロを超え 27 キロまで	19,670
27 キロを超え 28 キロまで	20,010
28 キロを超え 29 キロまで	20,290
29 キロを超え 30 キロまで	20,590
30 キロを超え 31 キロまで	20,860
31 キロを超え 32 キロまで	21,160
32 キロを超え 33 キロまで	21,430
33 キロを超え 34 キロまで	21,720
34 キロを超え 35 キロまで	22,000
35 キロを超え 36 キロまで	22,300
36 キロを超え 37 キロまで	22,570
37 キロを超え 38 キロまで	22,840
38 キロを超え 39 キロまで	23,140
39 キロを超え 40 キロまで	23,420
40 キロを超え 41 キロまで	23,690
41 キロを超え 42 キロまで	23,950
42 キロを超え 43 キロまで	24,210
43 キロを超え 44 キロまで	24,480
44 キロを超え 45 キロまで	24,730
45 キロを超え 46 キロまで	24,980
46 キロを超え 47 キロまで	25,250
47 キロを超え 48 キロまで	25,510
48 キロを超え 49 キロまで	25,770
49 キロを超え 50 キロまで	26,030
50 キロを超え 51 キロまで	26,230
51 キロを超え 52 キロまで	26,460
52 キロを超え 53 キロまで	26,670
53 キロを超え 54 キロまで	26,900
54 キロを超え 55 キロまで	27,110
55 キロを超え 56 キロまで	27,310

	56 キロを超え 57 キロまで	27,540	
	57 キロを超え 58 キロまで	27,740	
	58 キロを超え 59 キロまで	27,950	
	59 キロを超え 60 キロまで	28,050	
	60 キロを超え 61 キロまで	28,170	
	61 キロを超え 62 キロまで	28,270	
	62 キロを超え 63 キロまで	28,370	
	63 キロを超え 64 キロまで	28,480	
	64 キロを超え 65 キロまで	28,580	
	65 キロを超え 66 キロまで	28,700	
	66 キロを超え 67 キロまで	28,800	
	67 キロを超え 68 キロまで	28,920	
	68 キロを超え 69 キロまで	29,020	
	69 キロを超え 70 キロまで	29,120	
	70 キロを超え 71 キロまで	29,220	
	71 キロを超え 72 キロまで	29,350	
	72 キロを超え 73 キロまで	29,450	
	73 キロを超え 74 キロまで	29,550	
	74 キロを超え 75 キロまで	29,650	
	75 キロを超え 76 キロまで	29,760	
	76 キロを超え 77 キロまで	29,860	
	77 キロを超え 78 キロまで	29,980	
	78 キロを超え 79 キロまで	30,080	
	79 キロを超え 80 キロまで	30,190	
	80 キロを超え 81 キロまで	30,290	
	81 キロを超え 82 キロまで	30,390	
	82 キロを超え 83 キロまで	30,490	
	83 キロを超え 84 キロまで	30,620	
	84 キロを超え 85 キロまで	30,720	
	85 キロを超え 86 キロまで	30,820	
	86 キロを超え 87 キロまで	30,940	
	87 キロを超え 88 キロまで	31,040	
	88 キロを超え 89 キロまで	31,160	
	89 キロを超え 90 キロまで	31,260	
	90 キロを超え 91 キロまで	31,370	
	91 キロを超え 92 キロまで	31,470	
	92 キロを超え 93 キロまで	31,570	

	93 キロを超え 94 キロまで	31,670	
	94 キロを超え 95 キロまで	31,800	
	95 キロを超え 96 キロまで	31,900	
	96 キロを超え 97 キロまで	32,000	
	97 キロを超え 98 キロまで	32,100	
	98 キロを超え 99 キロまで	32,210	
	99 キロを超え 100 キロまで	32,310	
	100 キロを超え 101 キロまで	32,390	
	101 キロを超え 102 キロまで	32,450	
	102 キロを超え 103 キロまで	32,500	
	103 キロを超え 104 キロまで	32,570	
	104 キロを超え 105 キロまで	32,620	
	105 キロを超え 106 キロまで	32,680	
	106 キロを超え 107 キロまで	32,730	
	107 キロを超え 108 キロまで	32,790	
	108 キロを超え 109 キロまで	32,840	
	109 キロを超え 110 キロまで	32,900	
	110 キロを超え 111 キロまで	32,990	
	111 キロを超え 112 キロまで	33,040	
	112 キロを超え 113 キロまで	33,100	
	113 キロを超え 114 キロまで	33,160	
	114 キロを超え 115 キロまで	33,210	
	115 キロを超え 116 キロまで	33,270	
	116 キロを超え 117 キロまで	33,320	
	117 キロを超え 118 キロまで	33,390	
	118 キロを超え 119 キロまで	33,440	
	119 キロを超え 120 キロまで	33,500	
	120 キロを超え 121 キロまで	33,560	
	121 キロを超え 122 キロまで	33,630	
	122 キロを超え 123 キロまで	33,690	
	123 キロを超え 124 キロまで	33,740	
	124 キロを超え 125 キロまで	33,810	
	125 キロを超え 126 キロまで	33,870	
	126 キロを超え 127 キロまで	33,920	
	127 キロを超え 128 キロまで	33,980	
	128 キロを超え 129 キロまで	34,030	
	129 キロを超え 130 キロまで	34,090	

130 キロを超え 131 キロまで	34,140
131 キロを超え 132 キロまで	34,230
132 キロを超え 133 キロまで	34,290
133 キロを超え 134 キロまで	34,340
134 キロを超え 135 キロまで	34,400
135 キロを超え 136 キロまで	34,450
136 キロを超え 137 キロまで	34,510
137 キロを超え 138 キロまで	34,570
138 キロを超え 139 キロまで	34,630
139 キロを超え 140 キロまで	34,690
140 キロを超え 141 キロまで	34,740
141 キロを超え 142 キロまで	34,820
142 キロを超え 143 キロまで	34,880

通学定期旅客運賃（1か月）

現行の運賃の上限を据え置きとする。

令和5年 月 日

運輸審議会

会長 堀川 義弘 殿

公 述 申 込 書

運輸審議会一般規則第35条の規定により、下記のとおり公述申込みを致します。

記

1 公述しようとする事案

事案番号	令5第4005号
事案の種類	鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可
事案の申請者	名古屋鉄道株式会社

2 公述しようとする者 ※法人・団体等の記入方法は注意事項②参照

(ふりがな)	
氏名	
(郵便番号)	〒
住所	
職業	
年齢	歳

3 事案に対する賛否 ※いずれかに○を付けて下さい

賛成 ・ 反対

4 利害関係を説明する事項 ※利害関係人のみ記入 (注意事項③参照)

--

5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号

--

公述申込みにあたっての注意事項

- ① 公述しようとする方は、公述申込書に、公述しようとする方の氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載した公述書（様式は任意ですが、できる限り日本産業規格A4用紙を使用してください。）を添付して提出期限までに以下宛先まで提出してください。

期限 令和5年6月22日（木）正午 必着

宛先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館3階 国土交通省運輸審議会

- ② 法人・団体等を代表して公述する場合には、「2 公述しようとする者」の氏名の欄に法人・団体等の名称及び代表して公述する者の氏名を、住所の欄に法人・団体等の所在地を、職業の欄に代表して公述する者の職名を、年令欄に代表して公述する者の年令をそれぞれ記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を「5 自宅、勤務先等の連絡先電話番号」の欄に付記してください。

- ③ 「4 利害関係を説明する事項」は運輸審議会一般規則第5条各号のいずれかに該当する場合にのみ記入してください。なお、同条第6号を根拠とする場合は、申請に係る公共交通機関の利用の状況について具体的に記載してください（必要に応じ別紙への記入も可）。

○運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）（抄）

（利害関係人）

第5条 国土交通省設置法（平成11年法律第100号。以下「法」という。）第23条の規定による利害関係人とは、当該事案に関し、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 許可、認可、特許、認定若しくは承認の申請者、同意を要する協議をした者又は審査請求をした者（以下「事案の申請者」という。）

二 事案において、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）の名あて人となるべき者

三 事案の申請者と競争の関係にある者

四～五 （略）

六 前各号に掲げる者のほか、利用者その他の者のうち運輸審議会が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者

- ④ 公述申込書及び公述書は、個人宅の住所、電話番号等を黒塗りした上で、令和5年6月26日（月）から運輸審議会ホームページに掲載し、運輸審議会及び中部運輸局にて閲覧に供します（一般公述の申出があった場合に限りです）。

- ⑤ 一般公述人の人数は、10人以内とし、1人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を令和5年6月30日（金）午後2時から運輸審議会ホームページに掲載し、運輸審議会及び中部運輸局の掲示板に掲示する予定です。